小林薬品　群馬県桐生市、東邦薬品株式会社群馬事務所　群馬県高崎市、株式会社栗原辨天堂　埼玉県熊谷市、岩渕薬品株式会社　千葉県四街道市、冨沢産業株式会社　千葉県館山市、鍋林株式会社東京営業所　東京都中央区、稲垣薬品興業株式会社　神奈川県横浜市、栗田薬品株式会社　神奈川県逗子市、東邦薬品株式会社新潟営業部　新潟県新潟市、株式会社マルタケ　新潟県新潟市、マルタケ不動産株式会社　新潟県新潟市、笹菊薬品株式会社　新潟県加茂市、株式会社池田屋安兵衛商店　富山県富山市、協栄薬品株式会社　富山県富山市、株式会社ファイネス　石川県金沢市、片岡薬品株式会社　石川県金沢市、一般財団法人北陸保健衛生研究所　石川県金沢市、合名会社山崎太可堂　石川県金沢市、株式会社小林薬局　長野県長野市、株式会社土屋総本店　長野県長野市、株式会社ポトマック　長野県長野市、有限会社マルマ　長野県諏訪郡、鍋林株式会社　長野県松本市、鍋林建工株式会社　長野県松本市、アズサイエンス株式会社　長野県松本市、有限会社ナベリンファーマシー　長野県松本市、アクティ株式会社　長野県東筑摩郡、ナルコ薬品株式会社　長野県松本市、関東北信越薬業厚生年金基金　埼玉県さいたま市、土屋メディカル株式会社　長野県長野市、エムシー関東株式会社　栃木県足利市、岩崎興産株式会社　埼玉県熊谷市、株式会社サンカイゴ　山梨県中央市、株式会社アデックス　長野県松本市、株式会社メディウイル　新潟県加茂市、カタバミ・マネジメント・サービス株式会社　長野県松本市、株式会社アグログリーン　長野県松本市、岩渕農薬株式会社　千葉県佐倉市、丸善テクノ株式会社　群馬県高崎市

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成27年３月25日

平成27年４月７日

埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目586番地　関東北信越薬業厚生年金基金　理事長　小川　健吾

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　小川　健吾

２．住所　埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目586番地

平成27年４月７日

埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目586番地　関東北信越薬業厚生年金基金　理事長　小川　健吾

裁決の公告

愛知県弁護士会が平成25年12月４日に告知した同会所属弁護士　塚平　信彦　会員（登録番号10413）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年３月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成27年３月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成27年３月16日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

三重弁護士会が平成26年２月５日に告知した同会所属弁護士　小山　　晃　会員（登録番号22533）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年３月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成27年３月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成27年３月16日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

仙台弁護士会が平成26年３月29日に告知した同会所属弁護士　廣野　光俊　会員（登録番号9921）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年３月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成27年３月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成27年３月18日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　村越　仁一

登録番号　21735

事 務 所　東京都千代田区麹町２－７－３　半蔵門ウッドフィールドビル404　玄総合法律事務所

３　処分の内容　業務停止２月

４　処分が効力を生じた年月日　平成27年３月17日

平成27年３月20日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・職業不詳の推定男性、着衣は白色ジャンパー、灰色長袖上着、黒ズボン、白スニーカー

上記の者は、平成27年１月10日の午後３時30分頃、長崎県佐世保市祇園町14番12号佐世保市立祇園中学校校舎北側から北方目測100ｍの山林内から白骨遺体で発見されました。死亡時期は平成26年１月以前と推定されます。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、本市市民生活部市民生活課まで申し出てください。

平成27年４月７日

長崎県　　佐世保市長　朝長　則男

公示送達

田野都市計画事業南原土地区画整理事業の仮換地指定通知書の送付に代わる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による田野都市計画事業南原土地区画整理事業の下記１の者に対する仮換地指定通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を下記２のとおり公告する。

平成27年４月７日

田野都市計画事業南原土地区画整理事業

施行者　宮崎市

代表者　宮崎市長　戸敷　　正

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

所有権者

住所不明　小村八十七

２　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、田野都市計画事業南原土地区画整理事業の土地区画整理審議会において定められた、別紙通知書及び案内図等のとおり、仮換地指定通知を行います。

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分通知があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に宮崎市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記（教示１）の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に宮崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙通知書及び案内図等は掲載を省略し、それらを宮崎市田野町甲2818番地の宮崎市役所田野総合支所掲示板において掲示する。